令和4年(モ)第1197号 訴訟救助申立事件 (基本事件 令和4年(ワ)第8108号 司法不公正の確認請求事件)

決

東京都江東区北砂5丁目20番10-609号

申立人 (原告)

孫

在島

樹

旅

東京都品川区西五反田二丁目28番5号

相手方(被告)

大宇宙ジャパン株式会社

同代表者代表取締役

中

国

同訴訟代理人弁護士

森

文

.定

雄

10

15

25

- 1 当庁令和4年(ワ)第8108号司法不公正の確認請求事件について、申立人(原告)に対し、訴え提起手数料5万3000円及び書類の送達に必要な費用について訴訟上の救助を付与する。
- 2 申立人(原告)のその余の申立てを却下する。

理

主

由

第1 申立ての趣旨

基本事件について、申立人に対し、訴訟上の救助を付与する。

- 第2 当裁判所の判断
 - 1 基本事件の概要

基本事件は、相手方との間で雇用契約を締結した申立人が、相手方から解雇 されたことを受けて、別紙記載の請求の趣旨(以下単に「請求の趣旨」という。) のとおりの判決を求めた事案である。

2 勝訴の見込み

そこでまず、基本事件に係る訴訟が、「勝訴の見込みがないとはいえないと き」(民事訴訟法82条1項ただし書)に該当するかについて検討する。

(1) 請求の趣旨第1の1及び2について

請求の趣旨第1の1及び2の各請求は、申立人が相手方との間で雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認並びに雇用契約に基づく賃金支払請求として令和3年9月から基本事件に係る判決確定の日まで毎月末日限り41万6667円及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めるものと解されるところ、一件記録によれば、申立人は相手方との間で雇用契約を締結した後に解雇されたことが一応認められ、「勝訴の見込みがないとはいえないとき」に該当する。

(2) 請求の趣旨第2の1の第1文について

請求の趣旨第2の1の第1文の請求は、相手方に対し、「その従業員、代理人弁護士をして、原告に対する、原告が精神的苦痛を受ける言動、虚偽告訴、名誉毀損、信用棄損などをさせない措置」を講ずることを求めるものであるところ、相手方に求める措置の内容が十分に特定されておらず、不適法なものとして却下を免れないから、「勝訴の見込みがないとはいえないとき」には該当しない。

(3) 請求の趣旨第2の1の第2文について

請求の趣旨第2の1の第2文の請求は、相手方に対し、精神的苦痛に対する損害賠償請求として慰謝料5000万円の支払を求めるものと解されるところ、一件記録によっても、相手方による解雇等の行為によって申立人が慰謝料300万円を超える金額に相当する精神的苦痛を受けたことについては疎明がないというべきであり、慰謝料300万円の支払を求める限度で、「勝訴の見込みがないとはいえないとき」に該当する。

(4) 請求の趣旨第2の2について

請求の趣旨第2の2の請求は、相手方に対し、申立人が長期間訴訟提起を 受けて就職することができず、また、長期間健康被害を受けることに対する 損害賠償請求として、令和3年9月1日から基本事件に係る判決確定の日ま で、毎日5000円の支払を求めるものと解される。しかしながら、一件記

25

録によっても、相手方による解雇等の行為によって、前記(1)の賃金請求に加えて、申立人の就職に係る経済的損害が発生するものとはいい難い。また、申立人の主張する健康被害の具体的内容は不明であり、前記(3)の慰謝料請求に加えて、申立人において精神的被害に係る損害等が発生したものとは認め難い。

以上によれば、前記請求は理由がないから、「勝訴の見込みがないとはい えないとき」には該当しない。

(5) 請求の趣旨第2の3について

請求の趣旨第2の3の請求は、相手方に対し、申立人が長期間訴訟提起を受けて就職することができず、現金に窮し、独立行政法人都市再生機構から訴訟提起を受けることに対する損害賠償請求として、令和3年9月1日から基本事件に係る判決確定の日まで、毎月末日限り20万円及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めるものと解される。

しかし、前記(4)で述べたとおり、一件記録によっても、相手方による解雇等の行為によって、前記(1)の賃金請求に加えて、申立人の就職に係る経済的損害が発生するものとはいい難い。また、申立人が独立行政法人都市再生機構から標記申立人の住所地の居室の明渡し等を求める訴訟を提起されたことは一応認められるものの、当該訴訟を提起されたこと自体によって申立人が毎月末日限り20万円の損害を受けるとも認められない。

したがって、前記請求は、「勝訴の見込みがないとはいえないとき」には 該当しない。

(6) 請求の趣旨第2の4について

請求の趣旨第2の4の請求は、相手方に対し、令和3年9月1日から基本 事件に係る判決確定の日まで、発生する医療費用を全て賠償することを求め るものであるが、相手方に賠償を求める医療費の金額が特定されておらず、 不適法なものとして却下を免れないから、「勝訴の見込みがないとはいえな

25

10

15

いとき」には該当しない。

(7) 請求の趣旨第2の5について

請求の趣旨第2の5の請求は、相手方に対し、相手方が申立人に対し解雇 に伴い提起した動産引渡仮処分命令申立事件に関連する各種費用を全て相手 方の負担とすることを求めるものと解されるところ、申立人は、基本事件の 第1回口頭弁論期日において当該費用の合計額は6000円である旨主張し ており、当該費用は、相手方による解雇等の行為によって申立人が受けた損 害といえなくもないことから、前記請求は「勝訴の見込みがないとはいえな いとき」に該当する。

(8) 請求の趣旨第3について

請求の趣旨第3の請求は、相手方に対し、各新聞に「文章を登載し、本訴訟の事件経緯を説明し、反省し、原告の名誉を回復する」ことを求めるものであるところ、相手方に求める文章、説明及び反省の内容、方法等が十分に特定されておらず、不適法なものとして却下を免れないから、「勝訴の見込みがないとはいえないとき」には該当しない。

(9) 請求の趣旨第4について

請求の趣旨第4の請求は、相手方に対し、「原告の貸出UR住宅のドア傷を修復し、UR住宅管理者に説明する」ことを求めるものであるところ、相手方に求める修復及び説明の内容、方法等が十分に特定されておらず、不適法なものとして却下を免れないから、「勝訴の見込みがないとはいえないとき」には該当しない。

(10) 請求の趣旨第5について

請求の趣旨第5の請求は、相手方に対し、相手方の従業員、訴訟代理人弁 護士らによる虚偽告訴、名誉毀損及び信用毀損の事実を書類送検することを 求めるものであるところ、相手方に書類送検することを求める事実の内容が 十分に特定されておらず、また、相手方に書類送検することを求める法的根

25

10

15

拠についても主張されていないから、「勝訴の見込みがないとはいえないと き」には該当しない。

3 訴額及び訴え提起手数料等

請求の趣旨記載の各請求のうち「勝訴の見込みがないとはいえないとき」に該当する部分の訴額は、次の(1)ないし(3)の訴額の合計1092万2673円となり、当該部分に係る基本事件の訴え提起手数料は5万3000円となる。また、その訴訟追行には書類の送達に要する費用の納付が必要である。

(1) 請求の趣旨第1の1及び2について

前記2(1)のとおり、請求の趣旨第1の1及び2の各請求は、申立人が相手方との間で雇用契約上の権利を有する地位にあることの確認並びに雇用契約に基づく賃金支払請求として令和3年9月から基本事件に係る判決確定の日まで毎月末日限り41万6667円及びこれらに対する遅延損害金の支払を求めるものと解されるところ、その訴額は、次の計算式により、791万6673円と算定される。

(計算式) 41万6667円×7か月(令和3年9月1日から基本事件に係る訴え提起時である令和4年4月1日までの期間)+41万6667円×12か月(第1審の平均審理期間)=791万6673円

(2) 請求の趣旨第2の1の第2文について

前記 2(3)のとおり、請求の趣旨第 2 の 1 の第 2 文の請求は、慰謝料 3 0 0 万円の支払を求める限度で「勝訴の見込みがないとはいえないとき」に該当するから、その訴額は 3 0 0 万円となる。

(3) 請求の趣旨第2の5について

前記 2(7)のとおり、請求の趣旨第 2 の 5 の請求は、相手方に対し、別件の動産引渡仮処分命令申立事件に関連する各種費用 6 0 0 0 円を相手方の負担とすることを求めるものと解されるから、その訴額は 6 0 0 0 円となる。

4 申立人の資力

25

10

15

一件記録によれば、申立人は、令和4年4月28日に現金約23万円を有していたことが認められるが、現時点までに生活費等に費消したことが推認される上、その他、特段の収入や資産を有しているとも認められないことに照らすと、前記3の訴え提起手数料5万3000円や書類の送達に要する費用を支払う資力がないか、又はその支払により生活に著しい支障を生ずると一応認められる。

5 結論

15

よって、基本事件について、申立人に対し、訴え提起手数料5万3000円 及び書類の送達に要する費用について訴訟上の救助を付与することとし、申立 人のその余の申立ては理由がないから却下することとし、主文のとおり決定す る。

令和4年8月5日

東京地方裁判所第11民事部

裁判官 山 晦 雄 数判官 山 田 悠 一郎

請求の趣旨

第1 地位確認

- 1 原告は 被告に対し、雇用契約上の権力を有する地位にあることを確認する。
- 2 上記第1の1と共に、被告は 原告に対し、2021年9月から、本判決確 定の日まで、毎月末日限り、それぞれ金四十一万六千六百六十七円(¥416,667円)及びこれらに対する各支払日の翌日から支払い済みまで年6%の割合による金員を支払え。

第2慰謝料、損害賠償

- 1 上記第1の1と共に、被告は、その従業員、代理人弁護士をして、原告に対する、原告が精神的苦痛を受ける言動、虚偽告訴、名誉毀損、信用棄損などをさせない措置を講ぜよ。原告が受ける長時間な精神的損害に対する賠償は慰謝料金五千万円(¥5000万円)である。
- 2 上記第1の1と共に、被告は、原告に対する、原告が長時間訴訟を受ける就職できず、長時間な健康損害に対する賠償は2021年9月1日から本判決確定の日まで、毎日金五千円(¥5000円)を支払え。
- 3 上記第1の1と共に、被告は、原告に対する、原告が長時間訴訟を受ける就職できず、現金も不足し、受ける独立行政法人都市再生機構の訴訟に対する賠償は2021年9月1日から、本判決確定の日まで、毎月末日限り、それぞれ金二十万円(¥20万円、住居の各種費用、支払手数料と遅延利息なども含め)及びこれらに対する各支払日(当月の25日)の翌日から支払い済みまで年(365日当たり)14.56%の割合による金員を支払え。
- 4 上記第1の1と共に、被告は 原告に対し、2021年9月1日から、本判 決確定の日まで、 発生する医療費用を 全て賠償する。
- 5 上記第1の1と共に、「令和3年(ヨ)第3367号 動産仮処分命令申立 事件」の申立、及び関連の抗告、特別抗告を通じて、訴訟関連の各種費用は

全て被告の負担とする。

第3. 名誉回復

1 上記第1の1と共に、被告は「朝日新聞」、「読売新聞」、「日本経済新聞」に文章を登載し、本訴訟の事件経緯を説明し、反省し、原告の名誉を回復する。

第4 物件損害

1 被告は 原告の貸出 UR 住宅のドア傷を 修復し、UR 住宅管理者に説明する。

第5 犯罪の予防

1 被告のその従業員、訴訟代理人弁護士たちの虚偽告訴【刑法第百七十二条】、名誉毀損【刑法第二百三十条】、信用毀損【刑法第二百三十三条】の事実を書類送検する。

第6本件の訴訟費用は被告の負担とする。

第7 仮執行宣言

との判決を求める。

これは謄本である。

令和4年8月5日

東京地方裁判所民事第11部

裁判所書記官 大野正明